

シンポジウム「わが国の受動喫煙防止対策について」への期待

大島 明

(大阪府立成人病センターがん相談支援センター所長、
日本禁煙推進医師歯科医師連盟会長)

タバコ規制の取り組みは、2005年2月27日に発効した「WHO たばこ規制枠組条約」(FCTC)により、国際的には飛躍的に進みつつある。日本は2004年6月にFCTCを批准したが、批准以降の主な取り組みは、2006年度からニコチン依存症管理料の新設により禁煙治療の保険適用が認められたこと、2010年10月タバコ税の大幅引き上げが実施されたことの2つだけで、受動喫煙防止対策においては、日本は最低の評価にとどまっている。

国レベルでは、2002年に成立した健康増進法の第25条で受動喫煙防止が施設管理者の努力義務とされた後、2010年2月25日の健康局長通知「受動喫煙防止対策について」において、「今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」とされた。また、2010年12月22日に労働政策審議会会長が厚生労働大臣あてに提出した「今後の職場における安全衛生対策について」(建議)には、「本年6月18日に閣議決定された新成長戦略における成長戦略実行計画(工程表)においては、2020年度までに実施すべき成果目標として(中略)、『受動喫煙の無い職場の実現』が設定された」との記載がある。しかし、ここに示された内容は、空間分煙を認め罰則は付さないとし、さらに空間分煙に対する財政的支援を行うべきとするものとなっている。これらは、「FCTC第8条(受動喫煙防止)履行のためのガイドライン」に照らしてみると、国際標準から程遠いといわざるを得ない。

一方、府県レベルで見ると、2009年3月に屋内施設における受動喫煙防止のための初めての罰則付きの条例である「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」が成立し、2010年4月から施行された。また、兵庫県では、2010年6月から兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会が9回の審議を経て、2011年7月29日に報告書を知事あてに提出した。この報告書(<http://web.pref.hyogo.jp/contents/000185259.pdf>)では、「いわゆる分煙」を目標から外し、官公庁、学校、病院等、公共的性格が強く、利用に際して個人による選択の余地のない(または極めて少ない)施設について、「条例による規制を行うことが適当」としている。

関西地方には、和歌山における2002年度からの公立学校の敷地内禁煙、大阪府における2008年度からの大阪府庁及び出先機関(一部を除く)と大阪府立学校の敷地内禁煙の実施などの取り組みの経験もある。兵庫県の受動喫煙防止条例が成立し、段階を踏んで条例による規制の対象施設を増やしていくこと、そして関西広域連合といった形での広域的な取り組みへと発展して、さらに全国に普及することを期待する。